

新			旧			備考
<p>簡易通知型包括保険手続細則</p> <p>平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00023                      沿革 (略)  <u>平成28年10月24日 一部改正</u></p>			<p>簡易通知型包括保険手続細則</p> <p>平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00023                      沿革 (略)</p>			
第 1 条～第 28 条 (略)			第 1 条～第 28 条 (略)			
<p><u>附 則</u>                      この改正は、平成28年11月 1 日から実施する。</p>						
別表 1			別表 1			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1 - 1	簡易通知型包括保険契約締結申込書	1	1 - 1	簡易通知型包括保険契約締結申込書	1	
1 - 2	簡易通知型包括保険更改申請書	1	1 - 2	簡易通知型包括保険更改申請書	1	
1 - 3	簡易通知型包括保険告知書	1	1 - 3	簡易通知型包括保険告知書	1	
2 - 1	簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/支払 限度額設定/仕向国登録〕申請書	1	2 - 1	簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/支払 限度額設定/仕向国登録〕申請書	1	
2 - 2	簡易通知型包括保険に係る海外商社の支払限度 額増額申請書	1	2 - 2	簡易通知型包括保険に係る海外商社の支払限度 額増額申請書	1	
3	簡易通知型包括保険契約内容変更申込書	1	3	簡易通知型包括保険契約内容変更申込書	1	
4 - 1	簡易通知型包括保険船積確定通知書	1	4 - 1	簡易通知型包括保険船積確定通知書	1	
4 - 2	簡易通知型包括保険船積確定通知修正申請書	1	4 - 2	簡易通知型包括保険船積確定通知修正申請書	1	
4 - 3	簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書・変 更承認申請書	1	4 - 3	簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書・変 更承認申請書	1	
5 - 1	簡易通知型包括保険確定前通知書	1	5 - 1	簡易通知型包括保険確定前通知書	1	
5 - 2	簡易通知型包括保険確定前通知修正申請書	1	5 - 2	簡易通知型包括保険確定前通知修正申請書	1	
5 - 3	簡易通知型包括保険確定前通知変更通知書・変更 承認申請書	1	5 - 3	簡易通知型包括保険確定前通知変更通知書・変更 承認申請書	1	
6	簡易通知型包括保険被保険者合併等通知書	1	6	簡易通知型包括保険被保険者合併等通知書	1	
7 - 1	簡易通知型包括保険保険契約上の地位の譲渡承	1 (1)	7 - 1	簡易通知型包括保険保険契約上の地位の譲渡承	1 (1)	

新			旧			備考
	認申請書			認申請書		
7 - 2	簡易通知型包括保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	7 - 2	簡易通知型包括保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
7 - 3	簡易通知型包括保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書	1 (1)	7 - 3	簡易通知型包括保険保険契約上の地位等譲渡終了通知	1 (1)	
8 - 1	簡易通知型包括保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	8 - 1	簡易通知型包括保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
8 - 2	簡易通知型包括保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	8 - 2	簡易通知型包括保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
9	簡易通知型包括保険事情発生通知書	1	9	簡易通知型包括保険事情発生通知書	1	
10 - 1	簡易通知型包括保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)	10 - 1	簡易通知型包括保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)	
10 - 2	簡易通知型包括保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)	10 - 2	簡易通知型包括保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)	
10 - 3	簡易通知型包括保険（増加費用）損失発生通知書	1 (1)	10 - 3	簡易通知型包括保険（増加費用）損失発生通知書	1 (1)	
11 - 1	簡易通知型包括保険（船積前）入金通知書	1 (1)	11 - 1	簡易通知型包括保険（船積前）入金通知書	1 (1)	
11 - 2	簡易通知型包括保険（船積後）入金通知書	1 (1)	11 - 2	簡易通知型包括保険（船積後）入金通知書	1 (1)	
12	簡易通知型包括保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	12	簡易通知型包括保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
13	簡易通知型包括保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	13	簡易通知型包括保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
14 - 1	簡易通知型包括保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	14 - 1	簡易通知型包括保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	
14 - 2	簡易通知型包括保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	14 - 2	簡易通知型包括保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	
14 - 3	簡易通知型包括保険（増加費用）保険金請求書	1 (1)	14 - 3	簡易通知型包括保険（増加費用）保険金請求書	1 (1)	
15	簡易通知型包括保険保険金請求経緯書	1 (1)	15	簡易通知型包括保険保険金請求経緯書	1 (1)	
16	債権一覧表	1 (1)	16	債権一覧表	1 (1)	
17	債権一覧表に係る決済等通知書	1 (1)	17	債権一覧表に係る決済等通知書	1 (1)	
18	簡易通知型包括保険時効中断承認申請書	1	18	簡易通知型包括保険時効中断承認申請書	1	
19	簡易通知型包括保険損失発生確認申請書	1 (1)	19	簡易通知型包括保険損失発生確認申請書	1 (1)	
20	簡易通知型包括保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	20	簡易通知型包括保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	
21 - 1	簡易通知型包括保険回収金通知書	1 (1)	21 - 1	簡易通知型包括保険回収金通知書	1 (1)	
22	簡易通知型包括保険回収費用負担申請書	1 (1)	22	簡易通知型包括保険回収費用負担請求書	1 (1)	
23 - 1	簡易通知型包括保険権利行使等委任状	1 (1)	23 - 1	簡易通知型包括保険権利行使等委任状	1 (1)	
23 - 2	簡易通知型包括保険権利行使等委任状(保険金請求前)	1 (1)	23 - 2	簡易通知型包括保険権利行使等委任状(保険金請求前)	1 (1)	
24	簡易通知型包括保険回収納付金返還請求書	1 (1)	24	簡易通知型包括保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			

新		旧		備考
別表2～別表3 (略)		別表2～別表3 (略)		
別表4 (第18条第1項第1号関係)		別表4 (第18条第1項第1号関係)		
約款第11条第1号のてん補危険の場合の提出書類		約款第11条第1号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、輸出契約等番号・事故発生日・事故確定日毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号、輸出契約等番号毎かつ決済期限毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第15による保険金請求経緯書	
3. 損失額を確認できる書類	(1) 損失額の算出根拠等 ① 供給契約を証する書類 ② 既支出費用を証する書類 (製造原価計算書、ライセンス契約料等) (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ① 貨物の処分を証する書類 (廃棄証明書等) ② 貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ) 当該貨物の船積を証する書類 (船荷証券、インボイス) (ロ) 転売に係る契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合は当該加工費用等 ④ 在庫証明書、入出庫証明書 (3) 保険金請求までに入金がなされている場合、入金を確認できる書類 (銀行が発行する入金の確認可能な書類等)	3. 過去の取引状況確認書	保険金請求に係る船積予定日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表 (様式任意)	
4. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号又は第10号に該当する事由による保険事故については、当該	4. 損失額計算の基礎となる証拠書類の写し	(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類 (製造原価計算書、ライセンス契約料等) (2) 輸出貨物等の処分・保全に要した費用等 ①輸出貨物等の処分を証する書類 (廃棄証明書等) ②輸出貨物等の処分のために要した費用を証する書類 ③輸出貨物等を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ) 当該輸出貨物等の船積を証する書類 (船荷証券、インボイス) (ロ) 転売に係る契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④在庫証明書、入出庫証明書 (ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合、当該証明書は不要)	

新	新	旧	備考
	<p>規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款第 12 条第 3 号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約等の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等）</p> <p>(3) 約款第 12 条第 8 号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第 12 条第 9 号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</p> <p>(5) 約款第 12 条第 11 号に該当するてん補事由のうち、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したことによる保険事故については、当該相手方によるキャンセルレター等当該事実を証する書類</p> <p>(6) 約款第 12 条第 11 号イ、ロ、ハ又はニに該当する事由による保険事故については、被保険者による解除通知書等当該事実を証する書類</p> <p>(7) 約款第 12 条第 12 号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p>(8) 約款第 12 条第 13 号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に</p>	<p>5. 請求までに入金となされている場合、入金を確認できる書類</p> <p>銀行が発行する入金の確認可能な書類等</p> <p>6. 保険事故の内容を証する書類</p> <p>(1) 非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類（災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等）</p> <p>(2) 信用危険の場合、以下の書類</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し</p> <p>②契約キャンセルの場合、キャンセルレター等</p> <p>7. 輸出契約書等の写し</p> <p>(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA NVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</p> <p>(3) 保険関係成立後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p> <p>8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</p> <p>以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類（写し）</p> <p>①輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類</p> <p>②輸出契約等の相手方が、破産又は会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続を行ったことを確認できる書類</p> <p>③転売を図り損失を軽減させたことを証する書類</p>	

新		旧		備考
	基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し)	9. 保険証券及び通知明細書	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券及び通知明細書の原本（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券・通知等の原本も併せて提出のこと）	
5. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	10. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （証券番号、輸出契約締結日、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	
6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類 ② 輸出契約等の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類 ③ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類	11. 上記1～10の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類		
7. 保険証券及び通知明細書	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券及び通知明細書の原本 (2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券及び通知明細書が発行された場合は、当該証券・通知明細書の原本			
8. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合			
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		

新		旧		備考
別表5（第18条第1項第2号関係）		別表5（第18条第1項第2号関係）		
約款第11条第2号のてん補危険の場合の提出書類		約款第11条第2号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・決済期限毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号、輸出契約等番号毎かつ決済期限毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第15による保険金請求経緯書	
3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類	3. 過去の取引状況確認書	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	
4. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第12条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約等の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款第12条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款第12条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類	4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 支払人からの債務確認書等 ※上記(1)、(2)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	
		5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカル・デポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2) 信用危険の場合 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 ②3月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類 ※上記(2)①～②は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	

新		旧		備考
	(5) 約款第 12 条第 12 号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類	6. 輸出契約書等の写し	(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE 等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し (契約当事者双方のサインを確認できるもの) (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3) 保険関係成立後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	
5. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し (契約当事者双方のサインを確認できるもの) (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	B/L、インボイス等船積書類の写し (仲介貿易契約について、指図式のB/L (荷受人の表記が「To Order」のもの) を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し)	
6. 船積の事実及び内容を確認できる書類	(1) B/L、インボイス等船積書類の写し (2) 仲介貿易契約について、指図式の B/L (荷受人の表記が「To Order」のもの) を提出する場合は、B/L 表面に加え、裏面の写し	8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し ① 支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 ② 未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類 (時効の中断を確認できる書類 (支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書 (時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等) ) ③ 保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ 債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類 ⑥ 輸出貨物等の保全が可能な場合には、輸出貨物等を保全したことを確認できる書類 ⑦ 非常危険の場合には、以下の書類 (イ) 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類	
7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 支払人に対する支払の督促を確認できる書類 ② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ 輸出契約等上の債権保全に係る輸出者等の権利を行使したことを確認できる書類 ⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類 ⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類 ⑧ 輸出契約等の相手方について破産手続、会			

新		旧		備考
	社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び(もしあれば)届出債権の認否を確認できる書類 ⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類		(ロ)外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類 ⑧信用危険の場合には、以下の書類 (イ)債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類 (ロ)債権登録を行った場合(申請中の場合を含む。)は当該⑧登録を証する書類 (ハ)債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 (ニ)返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類 (ホ)法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類	
8. 過去の取引状況を確認できる書類	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表			
9. 保険証券及び通知明細書	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券及び通知明細書の原本 (2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券及び通知明細書が発行された場合は、当該証券及び通知明細書の原本	9. 保険証券及び通知明細書	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券及び通知明細書の原本(契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券・通知等の原本も併せて提出のこと)	
10. 手形の写し	手形取引の場合(ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと)	10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等 ※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	
11. 保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合	11. 債権一覧表の写し及び支払限度額を確認できる書類	信用事故の場合にのみ必要	
12. 債権一覧表	約款第12条第12号又は第14号に該当する事由による保険事故の場合は、別紙様式による債権一覧表	12. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件についてその写し ※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	
13. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合	13. 手形の写し	手形取引の場合(ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。)	
14. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	主な費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用(倉庫保管料、転売のための再加工費用(梱包・運送費・保険料を含む))			
15. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約等について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様な			

新		旧		備考
<p>てん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類（ただし、海上保険については対象外）</p> <p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。</p>		<p>14. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p> <p>質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （証券番号、輸出契約締結日、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）</p>	<p>15. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類</p> <p>主な対象費用は、以下のとおり。 ・代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料含む。））</p>	
		<p>16. 他の保険の請求状況を確認できる書類</p> <p>同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様なてん補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）</p>		
		<p>17. 上記1～16の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類</p> <p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。</p>		
<p>別表6（第18条第1項第3号関係）</p> <p>約款第11条第3号のてん補危険の場合の提出書類</p>		<p>別表6（第18条第1項第3号関係）</p> <p>約款第11条第3号のてん補危険の場合の提出書類</p>		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、輸出契約等番号・事故発生日・事故確定日毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号、輸出契約等番号毎かつ決済期限毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	事故発生から追加費用負担までの経緯を記載した書類	
3. 損失計算書	保険金請求書記載の運賃、保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額について記載のこと	3. 損失計算書	保険金請求書記載の海上運賃、海上保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額	

新		旧		備考
4. 増加費用の支払を確認できる書類	船会社や損害保険会社等からの請求書及び支払を確認できる書類等		について記載のこと（様式任意）	
5. 保険事故を確認できる書類	増加費用発生の原因となった事由を証する書類（船会社等からの連絡書類等）	4. 増加費用の支払関係書類	船会社や損害保険会社等からの請求書及び支払を確認できる書類等	
6. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し （契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 保険契約締結後に輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	5. 保険事故の内容を証する書類	増加費用発生の原因となった事由を証する書類（船会社等からの連絡書類等）	
		6. 船積みを証する書類	B/L、インボイス等の写し	
		7. 保険証券及び通知明細書	契約変更や保険期間の延長が行われた場合、変更後の保険証券及び通知明細書の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券等の写しも併せて提出のこと	
7. 船積の事実及び内容を認める書類	(1) B/L、インボイス等船積書類の写し (2) 仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し	8. 輸出契約書等の写し	保険契約締結後に輸出契約等の内容変更が行われた場合、変更後の契約書の写し	
		9. 上記1～8の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する資料		
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		